

## 山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

公職選挙法の一部が改正され、従前、法律上で郡市の区域によると規定されていた都道府県議会議員の選挙区については、全ての選挙区を条例で定めるとともに、市町村を単位として設定することとされたため、また、各選挙区における議員数については、公職選挙法第15条第8項に基づき、人口に比例して定めるため、今回の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

選挙区について、公職選挙法第15条第1項の規定により、次のとおり定める。

また、各選挙区における議員数について、同法第15条第8項に基づき、人口に比例して次のとおり定める。

選挙区		議員数
名称	区域	
下関市選挙区	下関市の区域	9人
宇部市選挙区	宇部市の区域	5人
山口市選挙区	山口市の区域	6人
萩市・阿武町選挙区	萩市の区域及び阿武郡阿武町の区域	2人
防府市選挙区	防府市の区域	4人
下松市選挙区	下松市の区域	2人
岩国市・和木町選挙区	岩国市の区域及び玖珂郡和木町の区域	5人
光市選挙区	光市の区域	2人
長門市選挙区	長門市の区域	1人
柳井市選挙区	柳井市の区域	1人
美祢市選挙区	美祢市の区域	1人
山陽小野田市選挙区	山陽小野田市の区域	2人
周南市選挙区	周南市の区域	5人
周防大島町選挙区	大島郡周防大島町の区域	1人
上関町・田布施町・平生町選挙区	熊毛郡上関町の区域、熊毛郡田布施町の区域及び熊毛郡平生町の区域	1人

### 3 施行日

平成27年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

ただし、下関市選挙区及び宇部市選挙区の議員数の改正規定は、次の一般選挙から施行する。